

一、相关新法令、新政策

- [关于下发《货物贸易外汇管理试点指引操作规程（银行、企业版）》及改革试点有关事项的通知](#)

【发布单位】国家外汇管理局

【发布文号】汇发〔2011〕40号

【发布日期】2011-10-21

【出台背景】根据《[关于货物贸易外汇管理制度改革试点的公告](#)》，自2011年12月01日起，在江苏、山东、湖北、浙江（不含宁波）、福建（不含厦门）、大连、青岛地区进行货物贸易外汇管理制度改革试点。为推进试点工作，国家外汇管理局对有关事项进行了通知。

【内容提要】该通知发布了《货物贸易外汇管理试点指引操作规程（银行、企业版）》，并要求：

- 自2011年12月01日起，试点地区银行暂停试点地区企业预付货款信息核对和录入及延期收款和延期付款注销登记等手续。
- 试点期间，对于异地办理的贸易外汇收支业务（即“试点地区企业到非试点地区办理贸易外汇收支业务”、“非试点地区企业到试点地区办理贸易外汇收支业务”），银行应当要求企业说明其是否在“贸易外汇收支企业名录”内及企业分类（根据企业贸易外汇收支合规性分为A、B、C三类）等情况，按该通知规定区别办理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=803020000000000000.41&id=4

- [关于上市公司建立内幕信息知情人登记管理制度的规定](#)

【发布单位】中国证券监督管理委员会

【发布文号】中国证券监督管理委员会公告〔2011〕30号

【发布日期】2011-10-25

【实施日期】2011-11-25

【法令全文】请点击以下网址查看：

关于上市公司建立内幕信息知情人登记管理制度的规定

http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201110/t20111026_201068.htm

答记者问

http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/bgt/xwdd/20110/t20111026_201073.htm

一、関連する新法令、新政策

- [「貨物貿易外貨管理試行手引操作規程（銀行、企業版）」及び改革試行の關係事項を通達することについての通知](#)

【発布機関】国家外貨管理局

【発布番号】匯發〔2011〕40号

【発布日】2011-10-21

【発布の背景】「[貨物貿易外貨管理制度改革試行についての公告](#)」によると、2011年12月1日から、江蘇、山東、湖北、浙江（寧波を含まない）、福建（アモイを含まない）、大連、青島地区において、貨物貿易外貨管理制度改革試行を実施する。試行作業を推進するために、国家外貨管理局は關係事項について通知を行った。

【概要】本通知は、「貨物貿易外貨管理試行手引操作規程（銀行、企業版）」を公布し且つ通知内容は以下の通りである。

- 2011年12月1日より、試行地域の銀行は、試行地域の企業代金前払情報の照合及び入力、及び代金受取の延期及び支払い延期登記抹消等の手続きを一時的に停止する。
- 試行期間中は、異地にて行う貿易外貨收支業務（即ち、「試行地域企業が非試行地域にて行うもの」、「非試行地域企業が試行地域にて行うもの」）については、銀行は企業に対し、同社が「貿易外貨收支企業目録」内に含まれているかどうか、及び企業分類（企業の貿易外貨收支のコンプライアンス状況に基づき、A、B、Cの三分類に分かれる）等の状況を説明するよう求め、本通知の要求に基づき取扱わなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=803020000000000000.41&id=4

- [上場会社がインサイダー情報内部者登記管理制度を構築することについての規定](#)

【発布機関】中国证券监督管理委员会

【発布番号】中国证券监督管理委员会公告〔2011〕30号

【発布日】2011-10-25

【施行日】2011-11-25

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

上場会社がインサイダー情報内部者登記管理制度を構築することについての規定

http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201110/t20111026_201068.htm

記者の質問への回答

http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/bgt/xwdd/20110/t20111026_201073.htm

● 安全生产非法违法行为查处办法

【发布单位】国家安全生产监督管理总局
 【发布文号】安监总政法〔2011〕158号
 【发布日期】2011-10-14
 【实施日期】2011-12-01
 【内容提要】该办法规定了安全监督监察部门查处安全生产非法违法行为的程序和方法。根据该办法：

安全生产非法违法行为的定义
<ul style="list-style-type: none"> 安全生产非法行为：公民、法人或者其他组织未依法取得安全监管监察部门负责的行政许可，擅自从事生产经营建设活动的行为，或者行政许可已经失效，继续从事生产经营建设活动的行为。 安全生产违法行为：生产经营单位及其从业人员违反安全生产法律、法规、规章、强制性国家标准或者行业标准的规定，从事生产经营建设活动的行为。
强制措施和处罚措施
<ul style="list-style-type: none"> 强制措施：查封或扣押在用设施、设备、器材；查封违法场所，扣押违法原材料、设备等； 处罚措施：罚款；暂扣或者吊销安全生产许可证/安全资格证等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2011-10/26/content_1978383.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 上海交通运输业和部分服务业将试点增值税改革

为进一步解决货物和劳务税制中的重复征税问题，支持现代服务业发展，近日召开的国务院常务会议决定，从2012年01月01日起，在部分地区和行业开展深化增值税制度改革试点，逐步将目前征收营业税的行业改为征收增值税。

- 在上海市交通运输业和部分现代服务业等开展试点，条件成熟时可选择部分行业在全国范围进行试点。
- 在现行增值税17%标准税率和13%低税率基础上，新增11%和6%两档低税率。
- 试点期间原归属试点地区的营业税收入，改征增值税后收入仍归属试点地区。试点

● 安全生产非法违法行为取缔办法

【发布機關】国家安全生产监督管理总局
 【发布番号】安监总政法〔2011〕158号
 【発布日】2011-10-14
 【施行日】2011-12-01
 【概要】本办法は、安全監督監察部門が安全生产非法違法行為を取締る手順及び方法を規定している。本办法によると以下の通りである。

安全生产非法违法行为的定义
<ul style="list-style-type: none"> 安全生产非法行为：公民、法人若しくはその他組織が法に照らして安全監督監察部門のつかさどる行政許可を取得せずに、生産経営建設活動を無断で行う行為、又は行政許可がすでに失効したが、生産経営建設活動を続ける行為。 安全生产违法行为：生産経営機關及びその従業者が安全生产に関する法律、法規、規則、強制的国家基準又は業種基準の規定に違反し、生産経営建設活動を行う行為。
強制措置及び処罰措置
<ul style="list-style-type: none"> 強制措置：使用中の施設、設備、器材を差押、又は押収する。違法場所を差押、違法原材料、設備等を押収する。 処罰措置：罰金。安全生产許可証/安全資格証等の一時的差押又は取上。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2011-10/26/content_1978383.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 上海交通運輸業及び一部のサービス業は増値税改革を試行する

貨物及び労務税制中の二重課税問題を更に解決し、現代サービス業の発展を支援するため、先頃開催された国务院常务会议では、2012年1月1日から、一部地域及び業種において増値税制度改革を試行し、現時点での營業税を徵收する業種について徐々に増値税を徵收するように改めると決定された。

- 上海市交通運輸業及び一部の現代サービス業等において試行を実施し、条件が整ったときに一部の業種については全国範囲で試行を実施することができる。
- 現行の増値税17%の基準税率と13%の低税率をベースに、11%と6%の2ランクの低税率を

行业原营业税优惠政策可以延续，并根据增值税特点调整。纳入改革试点的纳税人缴纳的增值税可按规定抵扣。

(摘自中国政府网；2011年10月26日发布)

新たに追加する。

- 試行期間中において従来試行地域に帰属した営業税収入は、増値税を徴収した後の収入は依然として試行地域に帰属する。試行業種の従来の営業税租税優遇政策は延期することができ、且つ増値税の特徴に基づき調整する。改革試行に組み入れられた納税人が納付する増値税は規定に基づき控除することができる。

(2011年10月26日付の中国政府ウェブサイトより抜粋)

● 《民事诉讼法修正案》公开征求意见

日前，全国人大常委会首次审议了《民事诉讼法修正案（草案）》，并将《[民事诉讼法修正案（草案）](#)》及其说明（含[修正前后对照表](#)）在中国人大网公布，公开征集意见（截止日期：2011年11月30日）。此次修正的重点内容包括：

完善当事人举证制度、拖延诉讼可能赔偿损失
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 进一步明确法院接收当事人提交证据材料的手续。 ▪ 增加规定促使当事人积极提供证据。当事人在诉讼活动中不及时提供证据，故意拖延诉讼的，法院应当责令其说明理由。理由不成立的，法院根据不同情形予以训诫、罚款、赔偿拖延诉讼造成的损失、不予采纳该证据。 ▪ 赋予当事人启动鉴定程序的权利。当事人可以就查明事实的专门性问题向法院申请鉴定。当事人对鉴定意见有异议或者法院认为鉴定人有必要出庭的，鉴定人应当出庭作证。经法院通知，鉴定人拒不出庭作证的，鉴定意见不得作为认定事实的根据。
民事纠纷，适宜调解的，法院应先行调解
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 增加先行调解的规定。当事人起诉到法院的民事纠纷，适宜调解的，先行调解。 ▪ 增加民事诉讼法和人民调解法相衔接的规定。在特别程序中专节规定“确认调解协议案件”，明确规定当事人申请司法确认调解协议的程序和法律后果。
完善起诉和受理程序、裁判文书公开等
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 完善起诉和受理程序。法院对不符合起诉条件的，应当在七日内作出裁定书。原告对裁定不服的，可以提起上诉。 ▪ 完善开庭前准备程序。开庭前准备程序中，区别不同情形，分别适用督促程序、调解等程序、简易程序或者普通程序、庭前交换证据等不同的处理办法：

● 「民事訴訟法修正案」がパブリックコメントを募集する

先頃、全国人民代表大会常務委員会は「民事訴訟法修正案(草案)」を初めて審議し、且つ「[民事訴訟法修正案\(草案\)](#)」及びその説明(改正前後の対照表を含む)を中国人大ウェブサイト上に公表し、パブリックコメントを募集している(締切日:2011年11月30日)。この度の改正の重要な内容には次の事項が含まれる。

当事者の立証制度の整備、訴訟の引き延ばしは損害賠償のおそれあり
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 裁判所が当事者の提出した証拠資料を受け取る手続を一層明確にした。 ▪ 当事者が積極的に証拠を提供するよう促す規定を追加した。当事者が訴訟活動において遅滞なく証拠を提供せずに、訴訟を故意に引き延ばす場合、裁判所はその理由を説明するよう命じなければならない。理由が成立しない場合、裁判所は異なる状況に応じて、訓戒、罰金、訴訟引き延ばしにより生じた損失の賠償を科し、当該証拠を採用しない等する。 ▪ 当事者に鑑定手続始動の権利を与える。当事者は事実を究明する専門的な本題について裁判所に鑑定を申し立てることができる。当事者が鑑定意見に異議があり又は裁判所が鑑定人の出廷が必要と判断した場合、鑑定人は出廷し証言しなければならない。裁判所の通知により、鑑定人が出廷して証言することを拒んだ場合、鑑定意見は事実認定の根拠としてはならない。
民事紛争が調停に適する場合、裁判所はまず調停を行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 先に調停を行う規定を追加した。当事者が裁判所に提訴した民事紛争が、調停に適する場合、先に調停する。 ▪ 民事訴訟法及び人民調停法との関連性のある規定を追加した。特別手続の中で「調停協議の確認案件」を独立した節にて規定し、当事者が司法による調停協議確認を申し立てる手順及び法的責任を明確に定めた。
提訴及び受理の手順の整備、裁判文書公開等
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 提訴及び受理の手順を整備した。裁判所は、提訴条件に適合しないものについては、7日以内に裁定書を出さなければならない。原告が裁定を不服とする場合、上訴できる。 ▪ 開廷前の準備手順を整備した。開廷前の準備手順において、異なる状況に応じて、督促手順、調停等の手順、簡易手順又は一般手順、開廷前

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 增加公益诉讼制度。对污染环境、侵害众多消费者合法权益等损害社会公共利益的行为，有关机关、社会团体可以向法院提起诉讼。 ▪ 完善裁判文书公开制度。公众可以查阅发生法律效力判决书、裁定书，但涉及国家秘密、商业秘密和个人隐私的内容除外。 ▪ 完善保全制度。法院对于可能因当事人一方的行为或者其他原因，使判决难以执行或者造成当事人损害的案件，根据对方当事人的申请，可以裁定对其财产进行保全、责令其作出一定行为或者禁止其作出一定行为；当事人没有提出申请的，法院在必要时也可以裁定采取保全措施。
<p>完善简易程序</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 设立小额诉讼制度。基层法院和它派出的法庭审理标的额人民币五千元以下的民事案件，实行一审终审。 ▪ 扩大简易程序适用范围。对简单民事案件以外的其他民事案件，当事人双方也可以约定适用简易程序。 ▪ 进一步简化审理程序。基层法院和它派出的法庭审理简单的民事案件，可以用简便方式传唤当事人、送达文书、审理案件。
<p>严惩拒不执行</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 强化执行措施。执行员接到申请执行书或者移交执行书，应当向被执行人发出执行通知，并可以立即采取强制执行措施。 ▪ 制裁逃避执行行为。被执行人与他人恶意串通，通过诉讼、仲裁等方式逃避履行法律文书确定的义务的，法院应当根据情节轻重予以罚款、拘留；构成犯罪的，追究刑事责任。 ▪ 加大对拒不执行的惩处力度。针对被执行人隐藏、转移已经查封、扣押的财产，拒不履行生效判决、裁定等行为，对个人的罚款金额从一万元以下提高到十万元以下；对单位的罚款金额从一万元以上三十万元以下提高到五万元以上一百万元以下。
<p>其他</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 完善审判监督程序等。 ▪ 检察院有权以检察建议的方式监督民事诉讼。

(摘自中国人大网；2011年10月29日发布)

<p>の証拠交換等の異なる処理方法を区別して適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 公益诉讼制度を追加した。環境汚染、多くの消費者の適法な權益を侵害する等の社会の公共利益を損なう行為に対しては、関係機関、社会团体は裁判所に提訴できる。 ▪ 裁判文書の公開制度を整備した。公衆は、国家秘密、商業秘密及び個人のプライベートな内容に係るものを除き、法的効力のある判決書、裁定書を閲覧できる。 ▪ 保全制度を整備した。裁判所は、当事者の一方の行為又はその他理由により、判決の執行が困難となり又は当事者の損害をもたらす案件について、相手方当事者の申立により、その財産を保全する裁定を行い、一定の行為を命じ又は一定の行為を禁止することができる。当事者から申立てがなかった場合でも、裁判所は必要に応じて保全措置を講じる裁定を行うことができる。
<p>簡易手順の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 小額訴訟制度の設置。基層裁判所及びその派遣する法廷が審理する対象額が5千人民元以下の民事案件については、一審終審制を実施する。 ▪ 簡易手順適用範囲の拡大。簡単な民事案件以外のその他民事案件に対しては、当事者双方は簡易手順の適用を約定できる。 ▪ 審理手順の更なる簡素化。基層裁判所とその派遣する法廷が審理する簡単な民事案件については、簡便な方式により当事者を召喚し、文書を送達し、案件を審理することができる。
<p>執行拒否に対する厳罰</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 執行措置を強化する。執行員は執行申立書又は執行引継書を受け取った場合、被申立人に執行通知を行わなければならない、且つ強制執行措置を直ちに講じることができる。 ▪ 執行を逃避する行為を制裁する。被申立人が他人と悪意で結託し、訴訟、仲裁等の方式により法律文書が確定した義務の履行から逃避した場合、裁判所は情状の程度に応じて、罰金、拘置に科し、犯罪を構成する場合は、刑事責任を追究する。 ▪ 執行拒否に対する処罰を強化する。被申立人がすでに押収、差し押さえられた財産を隠蔽し、移動させ、発効した判決、裁定等の履行を拒否する行為については、個人に対する罰金額は一万元以下から十万元以下に引き上げ、機関に対する罰金額は一万元以上三十万元以下から、五万元以上百万元以下に引き上げる。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 審判監督手順等を整備する。 ▪ 検察院は、検察提案方式により民事訴訟を監督することができる。

(2011年10月29付の中国人大ウェブサイトより抜粋)

● 《清洁生产促进法修正案》、《精神卫生法》公开征求意见

日前，全国人大常委会首次审议了《清洁生产促进法修正案（草案）》、《精神卫生法（草案）》，并将《清洁生产促进法修正案（草案）》及其说明（含修正前后对照表）、《精神卫生法（草案）》及其说明在中国人大网公布，公开征集意见（截止日期：2011年11月30日）。

根据《清洁生产促进法修正案（草案）》，此次修正的重点之一是强化清洁生产审核相关内容。要点如下：

- 国家建立清洁生产审核制度。
- 企业作为实施清洁生产审核的主体应当对生产和服务过程中的资源消耗以及废物的产生情况进行监测，并根据需要对生产和服务实施清洁生产审核。
- 清洁生产审核分为强制性审核和自愿性审核。扩大实施强制性清洁生产审核的企业范围。有下列情形之一的企业，实施强制性清洁生产审核：
 - 污染物排放达到国家和地方规定的排放标准，但与国家或地方下达的节能减排约束性指标仍有差距的；
 - 属于高耗能、高污染和资源性行业的；
 - 位于超过经国务院环境保护行政主管部门核定的节能减排控制指标的重点地区或者重点流域，能耗和排放超过同行业平均能耗和排放水平的；
 - 使用有毒有害原料进行生产或者在生产中排放有毒有害物质、可以选择替代技术和工艺进行改造的。
- 明确违反清洁生产审核制度的相关法律责任。

（摘自中国人大网；2011年10月29日发布）

● 《支付机构预付卡业务管理办法》公开征求意见

日前，中国人民银行发布《支付机构预付卡业务管理办法（征求意见稿）》，并公开征求意见（截止日期为2011年11月05日）。该征求意见稿提出：

资金限额
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 单张记名预付卡资金限额为5000元。 ▪ 单张不记名预付卡资金限额为1000元。
实名登记

● 「クリーン生産促進法改正案」、「精神衛生法」がパブリックコメントを募集する

先頃、全国人民代表大会常務委員会は「クリーン生産促進法改正案（草案）」、「精神衛生法（草案）」を初めて審議し、且つ「クリーン生産促進法改正案（草案）」及びその説明（改正前後の対照表を含む）、「精神衛生法（草案）」及びその説明を中国人大ウェブサイトにて公表し、パブリックコメントを募集している（締切日：2011年11月30日）。

「クリーン生産促進法改正案（草案）」によると、この度の改正の重点ポイントの1つはクリーン生産の認可の強化に関する内容であり、以下、要点をまとめる。

- 国はクリーン生産認可制度を構築する。
- 企業はクリーン生産認可を実施する主体として、生産及びサービスの過程での資源消耗及び廃棄物の発生状況をモニタリングし、且つ必要に応じて、生産とサービスについてクリーン生産認可を実施しなければならない。
- クリーン生産認可は、強制認可及び自由意思認可に分けられる。強制クリーン生産認可を実施する企業範囲を拡大する。次に掲げる状況のいずれかに該当する企業は、強制クリーン生産認可を実施する。
 - 汚染物排出が国及び地方の定める排出基準に達しているが、国と地方が達した省エネ排出削減の拘束性指数とは尚開きがある。
 - エネルギー消費量が多く、汚染値が高く、資源消費型業種に該当する。
 - 国務院環境保護行政主管部門が査定する省エネ排出削減指数を上回る重点地域又は重点流域に位置し、エネルギー消費及び汚染排出が同業種における平均したエネルギー消費及び汚染排出水準を上回る。
 - 有毒有害原料を使用して生産し又は生産の過程で有毒有害物質を排出するが、代替技術及び工程を選択することで改良できる。
- クリーン生産認可制度の関係する法的責任に明らかに違反する。

（2011年10月29付の中国人大ウェブサイトより抜粋）

● 「支払機関プリペイドカード業務管理弁法」がパブリックコメントを募集する

先頃、中国人民銀行は「支払機関プリペイドカード業務管理弁法（意見募集案）」を公表し、且つパブリックコメントを募集した（締切日：2011年11月5日）。本意見募集案では以下の通り言及している。

資金限度額
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1枚の記名式プリペイドカード資金限度額は5000元とする。 ▪ 1枚の無記名式プリペイドカードの資金限度額は1000元とする。
实名登記

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 持卡人购买记名预付卡或一次性购买不记名预付卡 1 万元（含）以上时，应使用实名。 ▪ 发卡机构应当识别持卡人身份，登记身份基本信息，核对有效身份证件，并留存有效身份证件的复印件或影印件。 ▪ 代理他人购卡的，应当登记代理人和被代理人的身份基本信息，核对有效身份证件，并留存有效身份证件的复印件或者影印件。 ▪ 单位购卡不得代理，经办人员须为单位正式员工。
挂失、有效期等 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 记名预付卡可挂失，可赎回，不得设置有效期。 ▪ 不记名预付卡不能挂失，可设置有效期。有效期不少于 3 年。

（摘自中国政府网；2011 年 10 月 28 日发布）

<ul style="list-style-type: none"> ▪ カード購入者が記名式プリペイドカードを購入し又は無記名式プリペイドカードを 1 回に 1 万元以上（1 万元を含む）購入する場合、実名を使用しなければならない。 ▪ カード発行機関は、カード購入者の身分を識別し、身分基本情報を登記し、有効な身分証を照合し、且つ有効な身分証のコピー又は印影を控えておかなければならない。 ▪ 他人を代理してカードを購入する場合、代理人と被代理人の身分基本情報を登記し、有効な身分証を照合し、且つ有効な身分証のコピー又は印影を控えておかなければならない。 ▪ 機関がカードを購入する場合は、代理してはならず、手続担当者は必ずその機関の正式な従業員でなければならない。
紛失届、有効期間等 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 記名式プリペイドカードは紛失届手続を行うことで、再発行でき、有効期間は設定してはならない。 ▪ 無記名式プリペイドカードは紛失届手続を行うことができず、有効期間を設定することができる。有効期間は 3 年以上とする。

（2011 年 10 月 28 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋）

● [外商投資性公司以境内人民币所得再投资境内企业实务操作问题简析](#)

长期以来，中国政府坚持鼓励外国投资者在中国投资设立投资性公司、利用“外商投资性公司”这一主体身份在中国境内从事直接投资，并为外商投资性公司的直接投资活动提供各种便利，包括但不限于，不对“外商投资性公司利用其从中国境内所投资企业的人民币所得再投资于境内企业”设定特别限制，以鼓励相关投资行为。

近期，国家外汇管理局资本项目管理司在其内部发布了一份名为《关于下发外商投资性公司再投资所涉验资询证有关问题操作指引的通知》【汇资函（2011）7 号】的文件（以下简称“汇资函（2011）7 号”；全文附后），“汇资函（2011）7 号”明确**要求外商投资性公司以境内人民币所得（含人民币利润、减资、清算、撤资、转股、先行回收投资或其他境内所得等；以下简称“境内人民币所得”）再投资时，必须先由外商投资性公司的境外投资者将该等境内人民币所得作为出资、增加为该外商投资性公司的注册资本，然后，该外商投资性公司方能利用自己的注册资本用于境内再投资**——这一要求对外商投资性公司在中国境内的再投资活动产生了重大的影响，实践中已经引发了争议，投资性公司在中国境内从事投资活动时需要注意。

● [外商投資性会社の国内人民币所得を用いた国内企業への再投資に伴う実務取扱問題に関する簡潔な分析](#)

長きにわたり、中国政府は外国投資者の中国における投資性会社の投資設立、「外商投資性会社」という主体身分を利用しての中国国内における直接投資を奨励堅持しており、外商投資性会社の直接投資活動に対し様々な便宜を図ってきた。これらには、「外商投資性会社が中国国内の投資先企業より得た人民币所得を用いて国内企業へ再投資を行う」ことに特別な制限を加えないことで関連投資行為を奨励することを含むがそれらに限らない。

昨今、国家外貨管理局資本项目管理司はその内部において「外商投資性会社の再投資に伴う出資監査照会関連問題の処理手引の発行に関する通知【匯資函(2011)7 号】という文書（以下、「匯資函(2011)7 号」という。全文を文末に掲載）を發布した。「匯資函(2011)7 号」は、**外商投資性会社が国内人民币所得（人民币利潤、減資、清算、出資の引揚げ、持分譲渡、投資の先行回収或いは他の国内所得等が含まれる。以下、「国内人民币所得」という。）を用いて再投資を行う場合、外商投資性会社の国外投資者は初めに当該国内人民币所得を出資して当該外商投資性会社の登録資本金を追加しなければならない、その上で当該外商投資性会社は自己の登録資本金を国内再投資に充てることが可能となると明確に規定している**——本要求は外商投資性会社の中国国内における再投資に重大な影響を及ぼしており、実際において、既に物議を醸している。よって、投資性会社が中国国内で投資活動に従事する際には注意が必要である。

“汇资函〔2011〕7号”援引了商务部2006年公布的《关于外商投资举办投资性公司的补充规定》【商务部令〔2006〕第3号】第7条¹规定作为其发布依据。但是，律师注意到，实际上，商务部的该规定并未明确要求外商投资性公司必须通过增加注册资本才能进行再投资，而只是规定外商投资性公司“可以”将外国投资者增加的注册资本部分或全部用于中国境内再投资。从规定的含义来看：外商投资性公司“也可以”用其他境内人民币所得在中国境内投资。但是，“汇资函〔2011〕7号”明确规定，外商投资性公司只有在完成增加注册资本的手续之后，才可以按相关规定再投资境内企业，即，外商投资性公司“只能”用其注册资本投资境内企业。根据“汇资函〔2011〕7号”，如果外商投资性公司要以境内人民币所得进行再投资，需要按以下程序操作：

1. 外商投资性公司将境内人民币所得转增为注册资本，办理增资手续，具体为：
 - 1) 由外商投资性公司的境外投资者做出“以境内人民币所得作为对外商投资性公司新增注册资本”的决议；
 - 2) 外商投资性公司就境外投资者所增资部分的金额，向所在地税务主管部门代缴预提所得税，取得相应完税证明；
 - 3) 外商投资性公司向其审批机关（商务部门）提出申请，审批机关核发批复、换发批准证书；
 - 4) 外商投资性公司聘请会计师事务所进行验资，出具验资报告；
 - 5) 外商投资性公司向工商登记机关办理工商变更登记手续，换领营业执照。
2. 由外商投资性公司向其所在地外汇管理局提出申请，出具“境外投资者以人民币利润等境内合法所得增加外商投资性公司注册资本”的资本项目外汇业务核准件。
3. 外商投资性公司在办妥上述转增资和再投资核准手续后，可由外商投资性公司或其境内合法所得来源地的外商投资企业将资金直接划转至所需再投资的境内企业（以下简称“再投资企业”）。

「匯資函(2011)7号」は商務部が2006年に公布した「外商投資による投資性会社設立に関する補充規定」【商務部令(2006)第3号】第7条¹をその発布根拠に援用している。しかしながら、実際には、商務部の当該規定は外商投資性会社の再投資に対し登録資本金の追加を明確に義務付けたわけではなく、外商投資性会社は外国投資者が追加した登録資本金の一部或いは全てを中国国内への再投資に充てることが「可能」と規定しているだけである。規定の意味からすれば、外商投資性会社はその他の国内人民元所得を用いて中国国内において投資を行うこと「も可能」である。にもかかわらず、「匯資函(2011)7号」は外商投資性会社は増資手続を完了した上で初めて関連規定に従った国内企業に対する再投資が可能、即ち、外商投資性会社は自己の登録資本金を用いた国内企業に対する投資「のみが可能」と明確に規定していることに筆者は着目した。「匯資函(2011)7号」に従えば、外商投資性会社が国内人民元所得を用いて再投資を行う場合、以下の手順が必要となる。

1. 外商投資性会社は国内人民元所得を登録資本金の追加に充て、増資手続を行う。具体的には以下のとおりである。
 - 1) 外商投資性会社の国外投資者が「国内人民元所得を用いて外商投資性会社の増資を行う」旨の決議を出す。
 - 2) 外商投資性会社が国外投資者が増資する部分の金員について、所在地の税務主管部門へ源泉所得税を代納し、相応する納税証明を取得する。
 - 3) 外商投資性会社は所轄の審査許可機関（商務部門）に対する申請を行い、審査許可機関は審査の上で回答書を発行し、新しい批准証書を発行する。
 - 4) 外商投資性会社は会計士事務所に依頼して出資監査を行い、会計士事務所は出資監査報告書を発行する。
 - 5) 外商投資性会社は工商登記機関にて工商変更登記手続を行い、新しい営業許可証を受領する。
2. 外商投資性会社は所轄の外貨管理局に対する申請を行い、外貨管理局は「国外投資者の人民元利潤等の国内合法所得を用いた外商投資性会社の登録資本金追加」の資本項目に関する外貨業務の認可文書を発行する。
3. 外商投資性会社が上記振替増資並びに再投資に関する認可手続を完了した後、外商投資性会社或いは当該国内合法所得の源泉である外商投資企業から資金を直接再投資先の国内企業（以下、「再投資企業」という。）に振替えることができる。

¹ 《关于外商投资举办投资性公司的补充规定》第7条规定：“外国投资者以其在中国境内获得的人民币利润或因转股、清算等活动获得的人民币合法收益向投资性公司注册资本出资（或增资），投资性公司可将该部分注册资本的全部或部分用于境内投资设立企业。……。”

¹ 「外資による投資性会社投資設立に関する補充規定」第7条：「外国投資者が自己の中国国内で獲得した人民元利潤或いは持分譲渡、清算等の活動で獲得した人民元合法収益を用いて投資性会社の登録資本金として出資（或いは増資）する場合、投資性会社は当該部分の登録資本金の全て或いは一部を国内での会社投資設立に充てることができる。……。」

4. 办理相关的验资询证登记手续

再投资企业向所在地外汇管理局提出申请，所在地外汇管理局凭会计师事务所工作联系函及验资询证申请（流入类）、《外国投资者出资情况询证函》、再投资核准件复印件等文件，办理相应的验资询证登记手续，并将“外商投资性公司境内合法所得再投资询证查询函”（以下简称“询证查询函”）及时传真至外商投资性公司所在地外汇管理局。

外商投资性公司所在地外汇管理局收到询证查询函后 2 个工作日内填写“外商投资性公司境内合法所得再投资询证查询回函”（以下简称“询证查询回函”）并回复。

再投资所在地外汇管理局收到询证查询回函后，及时办理相应的验资询证登记手续。

律师理解，按照“汇资函〔2011〕7号”的上述要求，外商投资性公司要以境内人民币所得在中国境内进行再投资，前提是外商投资性公司需将其境内人民币所得提前分配给境外投资者（即，在形成外商投资性公司自己的利润之前，就将其作为境外投资者应从外商投资性公司分配的利润）。此时，按照中国有关企业所得税的相关法律规定，境外投资者作为“非居民企业”，其收到境内居民企业（外商投资性公司）分配的“利润”，应当按照 10% 的税率缴纳预提所得税。

而在“汇资函〔2011〕7号”出台前，外商投资性公司以其境内人民币所得进行再投资，并未被要求先办理增资手续——这些所得作为外商投资性公司自己的合法所得，被允许用于再投资，并且实践中，外商投资性公司作为“境内居民企业”，其以该等合法所得用于再投资，通常被免于缴纳企业所得税。正因为如此，跨国公司通常乐于利用外商投资性公司对其在中国所投资事业进行整合，以实现“递延纳税、减轻境外投资方的税负成本”的目的。

律师进一步认为，根据“汇资函〔2011〕7号”，外商投资性公司只有通过增加注册资本的方式才可能再投资境内企业。在此情况下，跨国公司“利用外商投资性公司进行再投资”与“境外投资者直接进行投资”相比，无法实现递延纳税、减轻税负的目的，而且在手续上，审批、核准的程序可能更加麻烦，因此已经不再存在明显的投资优势。以此为前提，跨国公司可能更愿意采用由境外投资方投资的方式操作——这似乎与中国政府一直以来鼓励跨国公司设立外商投资性公司的政策导向相背离。

4. 関連する出資監査照会登記手続を行う。

再投資企業は所轄の外貨管理局に対する申請を行い、所轄の外貨管理局は、会計士事務所との業務連絡書並びに出資監査照会申請（流入類）、「外国投資者出資状況照会状」、再投資認可書類のコピー等の資料に基づいて、相応する出資監査照会登記手続を行い、「外商投資性会社の国内合法所得再投資に関する照会確認書」（以下、「照会確認書」という。）を速やかに外商投資性会社の所轄外貨管理局へファックス送信しなければならない。

外商投資性会社の所轄外貨管理局は、照会確認書を受け取ってより 2 作業日以内に「外商投資性会社の国内合法所得再投資に関する照会確認への回答書」（以下、「照会確認への回答書」という。）に記入して返答する。

再投資先の所轄外貨管理局は、照会確認への回答書を受け取った後、速やかに相応する出資監査照会登記手続を行う。

筆者の理解では、「匯資函(2011)7号」の上記要求に照らせば、外商投資性会社が国内人民币元所得を用いて中国国内において再投資を行う場合、前提として外商投資性会社は自己の国内人民币元所得を国外投資者に対し繰上げ分配する（つまり、外商投資性会社自己の利潤とする前に、当該国内人民币元所得を外商投資性会社から国外投資者へ配当すべき利潤に充てる）必要がある。この場合、中国の企業所得税関連法律規定に照らせば、国外投資者は「非居住企業」として、国内居住企業（外商投資性会社）が分配した「利潤」を受け取る際に、10%の税率で源泉所得税を納付しなければならない。

また、「匯資函(2011)7号」が公布される前は、外商投資性会社の国内人民币元所得を用いた再投資に、事前の増資手続を求められることはなかった——当該所得は外商投資性会社自身の合法所得として、再投資へ充当することが認められていた。また、実務においても外商投資性会社は「国内居住企業」として、当該合法所得を用いて再投資を行う際、通常では企業所得税の納付は免除されている。だからこそ、「繰延税金資産の計上、国外投資者の税コストの軽減」の目的を実現するため、多国籍企業は通常、好んで外商投資性会社の下に自己の中国投資事業を統合するのである。

更に、「匯資函(2011)7号」のとおり、外商投資性会社の国内企業への再投資については登録資本金を追加する方法のみが認められるため、多国籍企業の「外商投資性会社を軸に再投資を行う」方式は「国外投資者が直接投資を行う」方式と比べても、繰延税金資産を計上して税コストを軽減するという目的を実現できず、また手続においても審査許可、認可の手順がより面倒になることが予想されるため、明らかに投資側に有利な点はなくなってしまふ。以上が前提となれば、多国籍企業は国外から投資する方式を採用するようになると予想される——本状況は中国政府が一貫して唱えてきた多国籍企業に対する外商投資性会社設立の奨励という政

策誘導に相反することになるのではないかと筆者は判断する。

根据律师了解的情况，“汇资函〔2011〕7号”只是国家外汇管理局相关部门（资本项目管理司）单方面发布的内部规范性文件，并非国家外汇管理局依法制订并正式对外公布的部门规章，且在发布之前并未征求商务部、国家税务总局等相关主管部门的意见。因此，对“汇资函〔2011〕7号”是否具备相应的法律效力，律师认为存在疑问。就此问题，律师已经向商务部相关职能部门反映了意见，并且已经引起了关注。据律师了解，商务部相关部门目前正在着手修订《关于举办外商投资性公司的规定》及其相关补充规定，在修订过程中会就上述问题与国家外汇管理局等其他主管部门进行商榷、讨论，修订后的《关于举办外商投资性公司的规定》及其相关补充规定最终会以部门规章的形式公布执行。目前情况下，律师认为，虽然外汇管理部门内部已经按照“汇资函〔2011〕7号”的规定执行，但是鉴于其在后续执行过程中在法律效力以及操作层面仍存在不确定性，为了避免按照“汇资函〔2011〕7号”的具体规定操作可能遇到的审批障碍及可能承担的额外的税负，建议外商投资性公司在以境内人民币所得进行再投资之前与境外投资方进行谨慎筹划，并积极就相关操作方式与商务、税务、外汇等部门沟通、确认，在与各主管部门协调一致后再正式开始执行相关操作。

附件：

国家外汇管理局资本项目管理司关于下发外商投资性公司再投资所涉验资询证有关问题操作指引的通知
汇资函〔2011〕7号

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部、深圳、大连、青岛、厦门、宁波分局资本项目管理处（或相关处）：

为进一步明确外商投资性公司境内投资所涉核准和其所投资企业的验资询证手续，特制订有关事项的操作指引。现发给你们，请遵照执行。

一、根据《商务部关于外商投资举办投资性公司的补充规定》（商务部令〔2006〕第3号）的有关规定，外商投资性公司以境内合法所得（含人民币利润、减资、清算、撤资、转股、先行回收投资或其他境内所得等）再投资境内企业时，均先由外商投资性公司所在地外汇局出具境外投资者以人民币利润等境内合法所得增加该公司注册资本的资本项目外汇业务核准件（以下简称“再投资核准”）。

二、外商投资性公司将境内合法所得转增为注

筆者の知るところ、「匯資函(2011)7号」は単なる国家外貨管理局関連部門(資本项目管理司)が一方面的に発布した内部規範的文書であり、国家外貨管理局が法に則って制定し対外的に公布した正式な部門規則ではなく、また、発布に先立つ商务部、国家稅務總局等の関連主管部門への意見伺いも行われていないものである。よって、「匯資函(2011)7号」が相応の法的効力を具備するかについては疑問があると筆者は判断する。当該問題について、筆者は既に商务部関連職能部門に対し意見を上げており、関心を引いている。筆者の知るところ、商务部関連部門は現在「外商投資性会社設立に関する規定」及びその関連補充規定の改定に着手しており、改定過程では前述の問題について国家外貨管理局等の他の主管部門と協議、討論が行われることが予想され、改定後の「外商投資性会社設立に関する規定」及びその補充規定は最終的に部門規則の形で公布施行されるものと思われる。現在の状況では、外貨管理部門内部は既に「匯資函(2011)7号」の規定に従って執り行っているが、その後の実施過程では法的効力及び実務において不確定性が存在することに鑑み、「匯資函(2011)7号」の具体規定に従って処理したが故に審査許可上の障害及び予定外の税負担が発生することを避けるため、外商投資性会社が国内人民币元所得を用いて再投資を行う際には、事前に国外の投資者と慎重に計画を立て、且つ関連実務処理について商務、稅務、外貨等の部門と積極的な意見交換、確認を行い、各主管部門の協調一致をみた上で、正式に関連作業を始めることを筆者は提案する。

付属資料：

**外商投資性会社の再投資に伴う出資監査照会
関連問題の処理手引の発行に関する国家外貨管理局資本项目管理司の通知**
匯資函(2011)7号

国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深セン、大連、青島、アモイ、寧波分局資本项目管理处(或いは関連处)宛て

外商投資性会社の国内投資に係わる認可及びその投資先企業の出資監査照会手続をより明確にするため、関連事項の処理手引きを制定した。ここに各部署へ発給し、これに従って実施するものとする。

一、「外資による投資性会社設立に関する商務部の補充規定」【商務部令(2006)第3号】の関連規定に基づき、外商投資性会社が国内合法所得(人民币元利潤、減資、清算、出資の引揚げ、持分譲渡、投資の先行回収或いは他の国内所得等を含む)を用いて国内企業へ再投資を行う際には、いずれの場合も、初めに外商投資性会社所在地の外貨管理局が国外投資者の人民币元利潤等の国内合法所得を用いた当該会社の登録資本金追加の資本項目に関する外貨業務認可文書(以下、「再投資認可」という)を発行する。

二、外商投資性会社は国内合法所得を登録資本

册资本后，可以按相关法规再投资境内企业。

外商投资性公司再投资境内企业时，再投资企业所在地外汇局可凭会计师事务所工作联系函及验资询证申请（流入类）、《外国投资者出资情况询证函》、再投资核准件复印件等文件，办理相应的验资询证登记手续，并将“外商投资性公司境内合法所得再投资询证查询函”（以下简称“询证查询函”，见附件 1[略]）及时传真至外商投资性公司所在地外汇局。

三、外商投资性公司所在地外汇局收到询证查询函后 2 个工作日内应填写“外商投资性公司境内合法所得再投资询证查询回函”（见附件 2[略]）并回复。

四、再投资所在地外汇局收到询证查询回函后，按现行规定及时办理相应的验资询证登记手续。

五、外商投资性公司将境内合法所得再投资境内其他企业的，在办妥转增资和再投资核准手续后，可由外商投资性公司或其境内合法所得来源地的外商投资企业将资金直接划转至所需再投资的境内企业。

六、外商投资性公司再投资的境内企业将外汇利润汇回外商投资性公司的，可持《外商投资企业外汇登记证》、董事会利润分配决议书和完税证明等直接在外汇指定银行办理划转手续。

特此通知。

（里兆律师事务所 2011 年 10 月 28 日整理编写）

金に振替増資した後、関連法規に従って国内企業へ再投資することができる。

外商投資性会社が国内企業へ再投資する際、再投資企業所轄の外貨管理局は会計士事務所の業務連絡書及び出資監査照会申請（流入類）、「外国投資者出資状況照会状」、再投資認可文書のコピー等の書類に基づいて、相応する出資監査照会登記手続を行うことが可能であり、且つ「外商投資性会社の国内合法所得再投資に関する照会確認書」（以下、「照会確認書」という。付属資料 1 を参照[略]）を速やかに外商投資性会社所在地の外貨管理局へファックス送信しなければならない。

三、外商投資性会社の所轄外貨管理局は、照会確認書を受け取ってより 2 作業日以内に「外商投資性会社の国内合法所得再投資に関する照会確認への回答書」（付属資料 2 を参照[略]）に記入し返答しなければならない。

四、再投資先の所轄外貨管理局は、照会確認への回答書を受け取った後、現行規定に従い速やかに相応する出資監査照会登記手続を行う。

五、外商投資性会社が国内合法所得を用いて国内の他の企業に再投資する場合、振替増資並びに再投資に関する認可手続を完了した後、外商投資性会社或いは当該合法所得の源泉である外商投資企業から資金を直接再投資先の国内企業に振替えることが可能となる。

六、外商投資性会社が再投資した国内企業は、外貨利潤を外商投資性会社に戻す際、「外商投資企業外貨登記証」、利潤分配に関する董事会決議書並びに納税証明等に基づき、直接外貨指定銀行にて振替手続を行うことが可能である。

以上。

（里兆法律事務所が 2011 年 10 月 28 日付けで作成）